平成２６年（フ）第１７７２号
東京都品川区旗の台４丁目２―６―402
債務者　芳賀　恒義
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田耕次郎
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７９７号
東京都葛飾区新小岩１丁目56―14―809、住民票上の住所東京都葛飾区西新小岩５丁目27―20
債務者　岩本　勝次
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　健太
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８２４号
東京都世田谷区成城５丁目14―９―102
債務者　内田夫美子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　克巳
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月29日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７００号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目４番46号　グレープガーデン102
債務者　八手　康広
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金成　英一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６７号
千葉県野田市谷津1076番地の１　レリジョン202
債務者　中山　　武
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月２日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１５１３号
東京都葛飾区西亀有２丁目47―７―301　エクセルエステート吉田２
債務者　舟橋　秀弘
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　弘次
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１４号
千葉県船橋市三山９丁目27―４―101
債務者　土屋　美季（旧姓舟橋）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　弘次
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５１５号
千葉県船橋市習志野１丁目13―32
債務者　土屋　勝治
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　弘次
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５２２号
東京都板橋区赤塚３丁目38―３　第３ロワイヤル101号室
債務者　鶴村　純幸
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　充裕
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５３５号
埼玉県朝霞市本町１丁目４―９
債務者　馬場　良二
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　　哲
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５３９号
静岡県富士市平垣138―２―203、住民票上の住所東京都文京区千駄木２丁目48―６
債務者　吉野　正一
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　繁夫
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５７１号
神奈川県藤沢市朝日町11―３―601
債務者　高橋　賢次
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　まり
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５９５号
神奈川県横浜市港北区高田東３丁目46―５―102
債務者　高橋　光夫
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　剛弘
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月30日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６１号
東京都八王子市川口町1136―５
債務者　金子　眞治
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤いづみ
4　破産債権の届出期間　平成26年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部